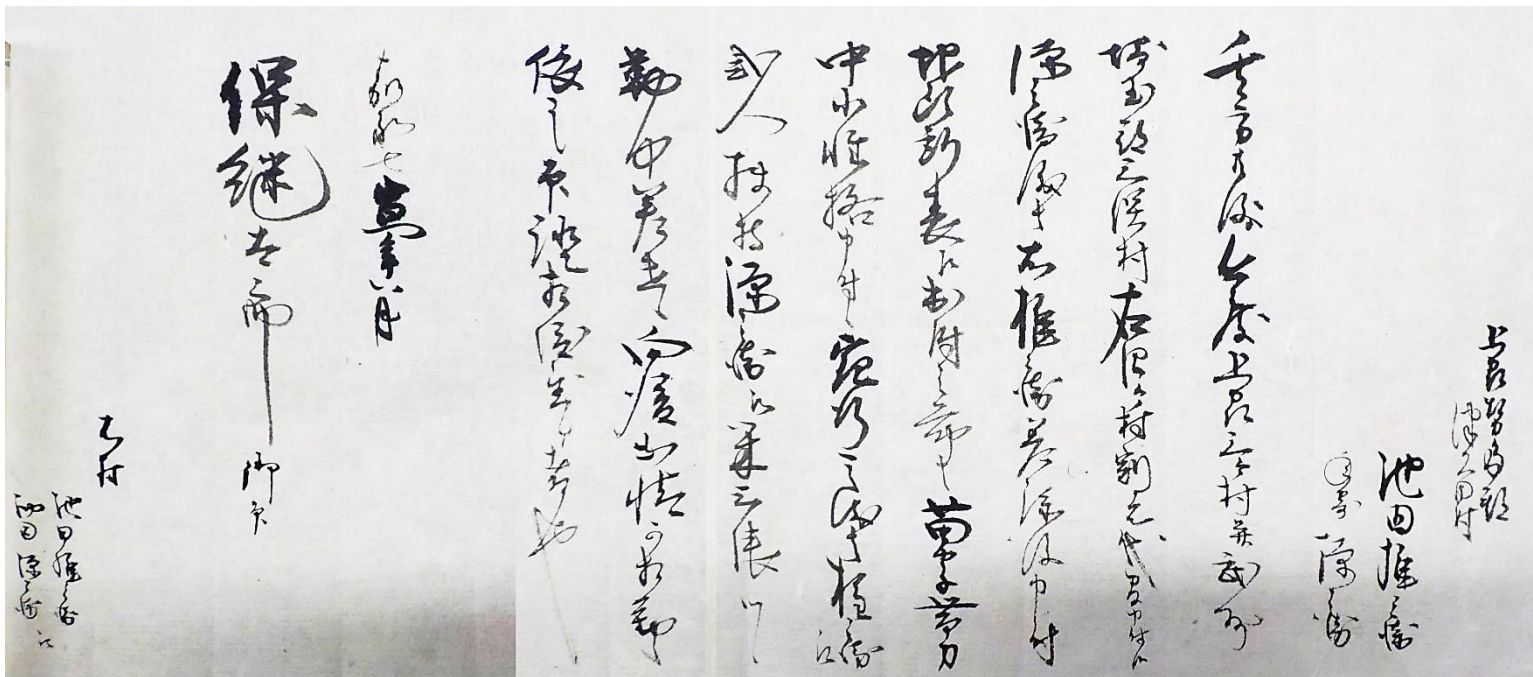




⑪ 〔割元代官申付ニ付申渡〕

嘉永 7 年 (1854) 8 月

勢多郡津久田村(渋川市赤城町津久田)は、前橋藩領(下津久田)と旗本知行所(上津久田)の相給村落となっていました。旗本保々氏の知行所は、上州 3 か村と武蔵国埼玉郡三俣村の計 4 か村でした。

史料では、津久田村名主の池田権兵衛が、保々氏の知行所 4 か村の割元代官に任命されています。出府する際は苗字帯刀の待遇となり、武士身分である中小姓格、二人扶持の禄を仰せつかっています。年寄源兵衛も、権兵衛の差添役となっています。村々が分散する旗本知行所では、村役人が武士身分となつてその治世を支えました。



渋川市赤城町津久田
旧赤城村津久田区有文書
P 1 2 0 4 ・ No. 1 3 7 4

【⑪】〔割元代官申付ニ付申渡〕

〔釈文〕

上州勢多郡

津久田村

池田権兵衛

年寄源兵衛

其方共儀、今度上州三ヶ村并武州

埼玉郡三俣村右四ヶ村割元代官申付候、

源兵衛儀者、右権兵衛差添役申付

地頭所表江出府之節者、苗字帯刀

中小姓格申付候、宛行之儀者、権兵衛

江

式人扶持、源兵衛江米三俣ツ、

勤中差遣候、向後出情可ニ相勤二候

依レ之印証相渡置候者也

嘉永七寅年八月

保継 太郎 御 印

右村

池田権兵衛

江

池田源兵衛

(渋川市赤城町津久田 旧赤城村津久田区有文書

P 1 2 0 4 ・ No. 1 3 7 4)